おける土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　略］

イ　家屋に係るもの

算式

$A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$

算式の符号

［略］

B　アの算式の符号Bに同じ。この場合において、(一)のアの算式の符号B中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（地方税法附則第63条第1項及び第64条並びに令和3年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

［略］

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の五月一日とする。

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［略］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=19}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}740\text{円}}$$

算式の符号

［略］

$C_{19} = 0.084$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和四年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四

おける土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　同上］

イ　家屋に係るもの

算式

$A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$

算式の符号

［同左］

B　アの算式の符号Bに同じ。この場合において、アの算式の符号B中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（地方税法附則第63条第1項及び第64条並びに令和3年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

［同左］

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の六月一日とする。

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［同上］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}770\text{円}}$$

算式の符号

［同左］

$C_{18} = 0.084$

$C_{19} = 0.086$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和三年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四